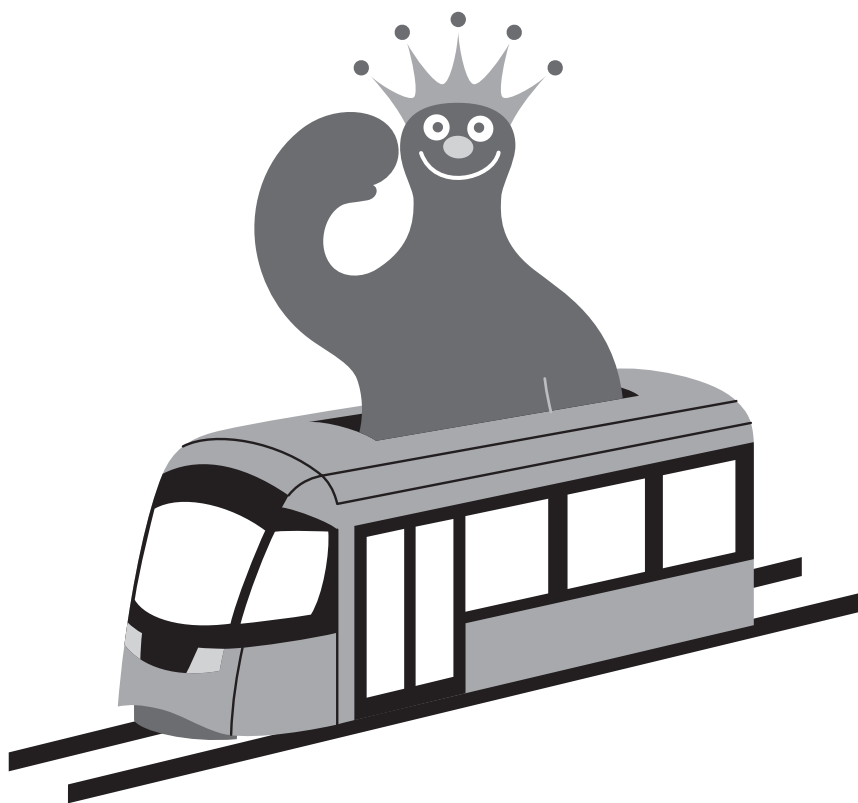


# 保育園入園手続のご案内

[認定こども園(保育園部)を含む。]

令和6年度



お問い合わせ先

射水市役所子育て支援課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話:0766-51-6629 FAX:0766-51-6660

E-mail:kosodate@city.imizu.lg.jp

## 目次

「子ども・子育て支援新制度」での入園手続について	1
1 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)	1
2 保育必要量の認定	1
3 利用調整	1
保育の必要性の認定基準	2
新規入園申請に必要な書類	3
手続から入園まで	4
入園申請についての注意事項	6
特別保育	7
延長保育	7
一時預かり(一時保育)	7
休日保育	7
病児保育	7
障がい児保育・医療的ケア児保育	7
保育料	8
保育料の算定	8
保育料の変更	8
保育料の納入及び手続	8
保育料の軽減	8
保育料の無償化	8
令和5年度 射水市3号認定保育料徴収基準額表	9
記入例	10
施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 表	10
施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 裏	11
マイナンバー申告書	12
保育料等口座振替依頼書	13
保育施設等一覧	14

# 「子ども・子育て支援新制度」での入園手続きについて

認可された保育園・認定こども園の保育園部及び地域型保育の事業所内保育施設の地域枠（以下「保育園等」といいます。）の利用を希望される場合は、以下のとおり手続きをしてください。

## 1 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

保育園等は、仕事や病気などのため家庭で保育ができない保護者に代わってお子さんを保育する施設です。保育を希望する場合は、**保育の必要性の認定**（2号認定又は3号認定）を受ける必要があります。利用申込みと併せて、**教育・保育給付認定の申請**を行ってください（保育の「必要性の認定基準」は次ページ）。

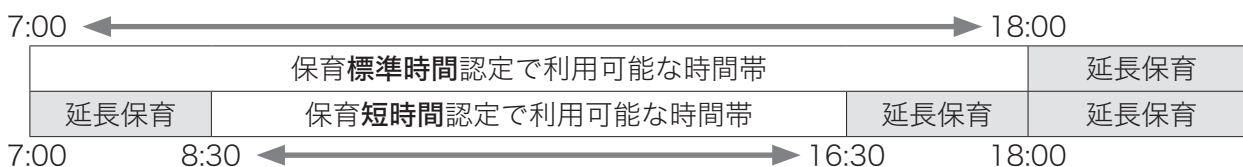
保育の必要性の認定区分		利用対象施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で保育が必要な場合	保育園、認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で保育が必要な場合	保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育

## 2 保育必要量の認定

教育・保育給付認定では、保護者の就労等の状況等に応じて**保育必要量の認定**（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を行います。

保護者の就労状況等で決まる保育必要量（標準時間・短時間）は、下記のとおりです。

### 射水市の保育園等の場合※



利用可能な時間帯以外に保育園等を利用する場合は延長料金がかかります。

※ 開園時間及び標準時間は保育園等によって違う場合があります。

### 教育・保育給付認定を変更する場合

申請後や認定後に保育の必要性の認定基準（就労・出産・疾病など）、保育必要量（標準時間・短時間）又は税額や家族構成等に変更がある場合、「教育・保育給付認定変更申請書」を市内通園保育園等に提出してください（市外の保育園等に通園の場合は、射水市に提出してください）。

変更申請は原則として各月20日までに行ってください。翌月1日から認定変更となり、認定期間、保育必要量若しくは保育料等が変更になります。

## 3 利用調整

2号認定又は3号認定を受けて保育園等の利用を希望する場合、市が保育の必要性に応じて、利用できる保育園等を調整します。詳しくは6ページを参照してください。

## 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受けることができるのは、両親（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

保育の必要な事由		保育必要量
1 就 労	就労時間が月120時間以上 就労時間が月48時間以上120時間未満（就業時間により要相談） を常態とすること。	標準時間認定 短時間認定 （就労状況による）
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 （産前2か月、産後3か月（出産月を含む。））	標準時間認定 （標・短選択可）
3 疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	標準時間認定 （標・短選択可）
4 介 護 等	同居の親族（長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。） を常時介護又は看護していること。	標準時間認定 （標・短選択可） （介護の度合による）
5 求 職 活 動	求職活動（起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む。） を継続的に行っていること。（就労予定であること）	短時間認定
6 就 学	次のいずれかに該当すること。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 （2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	就労の区分と同様 （所要時間による）
7 育 児 休 業（継続園児のみ適用）	育児休業を取得する場合であって、育児休業にかかる乳幼児以外の児童（兄・姉）が既に保育園等を利用しており、育児休業中に保育園等を引き続き利用することが必要であると認められること。	短時間認定
8 児童虐待・DV	次のいずれかに該当すること。 （1）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 （2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。	標準時間認定 （標・短選択可）
9 災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。	実態により認定
10 そ の 他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。	実態により認定

## 「新規入園申請」及び「転園申請」に必要な書類

- 1 「施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書」
- 2 マイナンバー申告書（新規入園申請）
- 3 保育が必要である証明書

保育の必要性		必要書類	注意事項
就 労	家庭外就労	①就労証明書（事業主が記入）	就労予定・復帰予定で提出された方は就労後給与支給明細書等の写しの提出が必要です。
	自営業・内職の就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②自営が分かる社会保険や建設国保・医師国保等の保険証の場合、保険証の写しを添付 ③市国保の保険証の場合は、確定申告書（写）や（自営業所の）領収書等自営が分かるものを添付	自営手伝等で給金の発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
	農業就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②農業所得が記載されている確定申告書（写）等	農業手伝等で給金が発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。
妊 娠 ・ 出 産		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の分かる4ページ目）	産前2か月、産後3か月（出産月を含む。）が保育の実施期間です。新規入園の場合、期間終了後に育休取得又は求職中での理由で入園継続はできません。就労で申請された場合であっても入園月が産前産後期間と判明すれば同様に産後で退園となります。
疾病障害	疾 病	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書（医師の診断）	診断書には、症状や治癒見込み及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては診断書の再提出や入園期間を限定する場合があります。
	障 害	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書等	障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります（手帳の写し不要）。
介 護 等		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②介護保険証（写）と介護計画書又は診断書	同居親族で常時介護又は看護が必要な場合
求 職 活 動 （起業準備） （派遣就労先未定）		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②「求職活動」により保育園等を利用する方へ	申請後に就労内定が決まった場合は、就労として再度届出が必要です。また、入園して3か月以内に就労の確認ができない場合退園となります。
就 学		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・時間が分かる資料	就学の期間が入園可能な期間となります。1年ごとの申請となるため、毎年在学証明書の提出が必要です。
育 児 休 業		①就労証明書（事業主が記入）又は辞令等	新規申請及び3歳未満児の転園申請はできません。
そ の 他		①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接子育て支援課にご相談ください。

- 4 保育料等口座振替依頼書 市内公立施設及び私立保育園の新規入園児童（入園決定後該当者のみ提出）
- 5 海外勤務や入国により日本で課税されていない方は収入と控除額が分かる書類
- 6 保育料軽減申請書 8ページを参照ください。
- 7 入園希望児童の母子健康手帳

## 手続から入園まで

### 1 申請

#### (1) 1次申請

**対象者** 令和6年4月入園希望者  
令和6年5月以降の途中入園希望者（求職活動の事由は除く。）

	期 間	場 所
配布	令和5年10月2日(月)～31日(火)（土日祝日は除く。）	第1希望の保育園等
受付	令和5年10月25日(水)～31日(火) 8時30分～17時	第1希望の保育園等
	令和5年10月29日(日) 9時～17時	子育て支援課(要予約)

※射水市外の保育園等を希望される場合は、受付期間中に子育て支援課に申請してください。

#### (2) 2次申請 1次申請の利用調整後、空きのある保育園等で選考します。

**電子申請**

**対象者** 1次申請をされていない方で求職活動の事由以外の入園希望者  
対象年齢は、後日ホームページでお知らせします。

	期 間	場 所
申請	令和6年1月10日(水)～2月9日(金)（土日祝日は除く。）	総務省ぴったりサービス
面接	令和6年1月10日(水)～2月9日(金)（土日祝日は除く。）	子育て支援課

#### (3) 随時申請 空きのある保育園等で選考します。

**電子申請**

**対象者** 1次・2次申請をされていない方

	期 間	場 所
申請	令和6年2月13日(火)～（土日祝日は除く。）	総務省ぴったりサービス
面接	入園希望月の前月10日まで(10日が土日祝日の場合はその直前の平日)	子育て支援課

#### 電子申請について

受付の完了には電子申請、添付書類の提出及び児童の面接が必要です。電子申請受付後、子育て支援課から児童の面接等について案内メールを送信します。添付書類の提出及び児童の面接をもって入園申請完了としますので、ご注意ください。

○総務省ぴったりサービス（マイナンバーカード所有者のみ）

[https://myna.go.jp/SCK1501\\_02\\_001/SCK1501\\_02\\_001\\_Init.form](https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form)



※2次申請及び随時申請を希望する方で、電子申請ができない場合は、書類での申請も受け付けます。  
書類を希望する方は、申請期間中に子育て支援課まで取りにお越しください。

## 2 面接及び実態調査

申請の際に面接を行いますので、母子健康手帳を持参の上、児童同伴でお越しください。

令和6年6月以降の入園希望の方については、入園希望月の3か月前に子育て支援課から案内を送付し、面接を行います。

## 3 入園決定

「支給認定証」と「入所承諾書」を次の時期に郵送します。

### (1) 令和6年4月入園（射水市内の保育園等）を申請した方

- ① 1次申請期間中に求職活動の事由以外で申請 …… 1月末発送（予定）
- ② 1次申請期間中に求職活動の事由で申請 …… 3月上旬発送（予定）
- ③ 2次申請期間中に申請 …… 3月上旬発送（予定）

### (2) 令和6年4月入園（射水市外の保育園等）を申請した方 …… 2月下旬発送（予定）

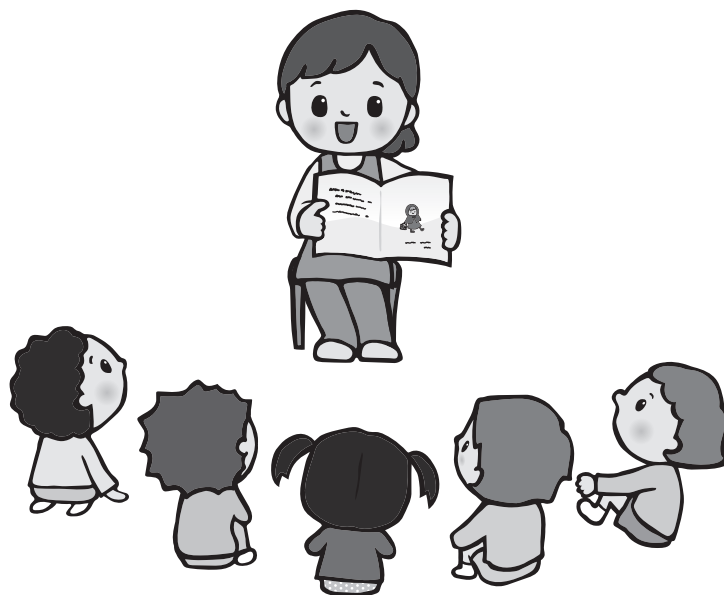
### (3) 令和6年5月以降の途中入園（射水市内の保育園等）を申請した方

- ① 1次又は2次申請期間中に申請 …… 入園月の前々月
- ② 随時申請で申請 …… 入園月の前月下旬

## 4 入園説明会

令和6年4月入園（射水市内の保育園等）の方は、各保育園等で実施します。日時は入所承諾書の郵送時に案内します。

それ以外の方は、入園の決定を受けた後、直接保育園等へお問い合わせください。



## 入園申請についての注意事項

\*必ずお読みください。□にチェックし確認してください。

保育園等の利用については、保育の必要性を申請書や添付書類を参考に審査します。申請書や添付書類等に間違いがないようご確認をお願いします。

### 1 新規申請

- 新規入園児童の保護者が育児休業中の場合は入園できません。育児休業からの復帰などの理由がある場合は、令和6年5月以降の入園申請ができます。その場合、復帰日が月の1日～14日までの場合は、前月1日からの入園申請ができます。15日以降月末までの復帰日の場合は当月1日からの入園申請ができます。ただし、4月職場復帰の場合は1日～14日の復帰であっても年度がまたがるため、前月3月の入園申請はできません。
- 1次申請時（10月）に就労中で、その後出産予定がある又は妊娠が確認できたなどで入園希望月において産前産後時期と重なる場合の認定は、「就労」ではなく「妊娠・出産」となり、認定期間は産後3か月（出産月含む）が入園可能な期間となります。
- 新規入園児童の保護者が求職中で令和6年5月以降の入園を希望される場合は、随時申請（4ページ）をご利用ください。

### 2 住所要件

- 射水市の保育園等へ入園する場合は、入園月の前月中に射水市に住所を有する必要があります。市外保育園等通園中の児童の転入の場合、入園月の前月（2日～月末）に射水市に住所を異動してください。また、射水市から転出された場合、転出日の翌月から通園中の保育園等を利用できなくなりますので、転入転出の予定がある場合は早めに子育て支援課又は保育園等にご相談ください。

### 3 利用調整

- 利用希望者が保育園等の定員（各年齢）を上回る場合は、利用調整を行います。
- 利用調整に際しては、就労状況等を点数化し、保育園等ごとに点数と利用希望順位を踏まえ、原則点数の高い方から順に利用を決めます。ただし保護者の疾病等により優先利用が必要な場合は、保育の利用を必要とする度合いを総合的に判断します。
- 長期間利用待ちとなっていること及び申込みの順番は利用調整に関係ありません。なお、利用調整により第1希望から第3希望までの保育園等（以下、「希望保育園等」といいます。）に決定した場合は「入所承諾書」の発送をもって決定とします。利用調整の結果、希望保育園等への入園が難しい場合で、その他の保育園等で入園可能な保育園等がある場合は、子育て支援課から案内いたします。
- 求職活動での入園申請は、1次申請期間中に申請された場合でも2次申請と同じ時期に利用調整・入園決定をします。
- 就労の有無は、保育園等の利用調整に大きく関わるものですので、就労等の変更や決定がありましたら、速やかに「就労証明書」等の再提出をお願いいたします。

### 4 利用できない場合

- 保育の必要性の認定基準に該当しない場合は、利用することができません。
- 認定申請時及び利用申込時の書類に不備があった場合は再提出をお願いします。改善がない場合、若しくは記載内容に虚偽があった場合は、保育園等を利用することができません。また、入園後に明らかになった場合は、退園していただくことがあります。

### 5 保育時間

- 保育園等を利用できる時間は、1ページ・2ページをご覧ください。
- 延長保育は保育園等によって利用時間等が異なりますので、14ページを参考にされ、詳しくは保育園等又は子育て支援課までお尋ねください。
- 土曜保育は、保育園等に利用申請が必要です。保育可能な土曜日は、家庭保育にご協力をお願いします。

### 6 その他

- 関係書類の提出については期限厳守をお願いします。
- 支給認定証、施設利用申込書兼教育・保育給付認定申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに保育園等又は子育て支援課へご連絡ください。



## 特別保育

- ※ 実施している保育園等は「保育施設等一覧」(14ページ)をご覧ください。
- ※ 各料金は、今後変更される場合があります。

## 延長保育

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けた場合は、開園時間の範囲で保育時間の延長を利用することができます。利用する場合には、別途利用料金が必要です。

- 【利用料金】 ・ 保育短時間認定児童が 7:00～8:30 又は 16:30～18:00 に利用する場合は、それぞれ 1 回 120 円  
・ 18:00 以降の利用については、1 時間当たり 120 円

※ 事業所内保育施設等一部保育施設で、時間帯や金額が上記と異なる場合があります。

## 一時預かり（一時保育）

都合により児童を家庭で保育できない場合、就学前までの児童を一時的にお預かりしています。希望される方は実施保育園等を保育施設等一覧で確認の上、直接保育園等へお問い合わせください。

- 【利用料金】
- |     | 平日            | 土・日・祝日      |
|-----|---------------|-------------|
| 1 日 | 2,000 円（昼食つき） | 1 日 3,000 円 |
| 半日  | 1,000 円（昼食なし） | 半日 1,500 円  |

【利用日数】 月に 12 日以内

【保育時間】 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

## 休日保育

保育の必要な事由により日曜祝日も保育が必要な場合は、休日保育を利用することができます。

その場合、休日に勤務を要する証明書等の提出が必要です。なお、原則保護者が勤務を要しない平日にお休みしていただきます。

※ 休日保育を実施していない保育園等を利用している児童が利用を希望する場合は、休日保育を実施している園にお問い合わせください。

## 病児保育

射水市内の保育園等に通園中の児童（ただし、生後 6 か月以上児）、又は射水市民で市外の保育園等に通園している児童であって病気等で集団保育が困難な場合、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭で看病を行うことができない期間、児童を施設の専用スペースで一時的にお預かりします。利用にあたっては、かかりつけ医の「診療情報提供書（利用連絡書）」が必要です。希望する方は、実施する施設へ直接お問い合わせください。

【実施保育園】 射水おおぞら保育園

【利用料金】 1 回 2,000 円（時間問わず）

【利用できる日と時間】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

【定 員】 5 名（病状によっては利用できない場合があります。）

【利用方法】 前日から受け付けます。

「利用申請書類」は実施園のホームページからダウンロードできます。

## 障がい児保育・医療的ケア児保育

保育園等での集団生活にある程度なじむことができれば、利用申込みすることができます。子育て支援課へご相談ください。

## 保 育 料

### 保育料の算定（9ページの徴収基準額表を参照ください。）

- ・保育料は原則として、保護者（父母）の市町村民税額及び保育必要量の支給認定区分（標準時間・短時間）により算定します。ただし、入園児童の父母の所得金額の合計額が48万円以下であって、父母以外の者と同居（世帯分離を含む）している場合は、父母以外の者を家計の主宰者と認定し、算定の対象とする場合があります。
- ・4月から8月分は令和5年度、9月から3月分は令和6年度の市町村民税額で算定します。
- ・保育料決定通知書は、4月と9月に入園している保育園等から配布します。

### 保育料の変更

- ・月途中で保護者や世帯の状況に変更が生じた場合、翌月から保育料が変更になる場合があります。
- ・市町村民税額の更正などが生じた場合は、確認された月の属する年度の4月に遡って保育料を変更し、既に納付された保育料との差額について、追徴又は還付します。

### 保育料の納入及び手続

#### ■市内公立施設及び私立保育園

- ・市に口座振替で納入となります。保育料等口座振替依頼書を提出してください。
  - 振替日
    - ・毎月当月末（12月及び3月は25日）
    - ・再振替日 翌月15日振替日が金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。
  - 取扱金融機関（射水市外の支店でも取り扱いできます。）  
北陸銀行・富山銀行・北國銀行・富山第一銀行・新湊信用金庫・いみず野農業協同組合・富山信用金庫  
高岡信用金庫・北陸労働金庫・東日本信用漁業協同組合連合会・富山県信用組合・ゆうちょ銀行

#### ■私立認定こども園及び事業所内保育施設

- ・各施設に納入となります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

#### ■市外公立保育園

- ・入園決定後に入園先の市から案内があります。

### 保育料の軽減（9ページの徴収基準額表の備考を参照ください。）

- ・次の条件に該当する場合は、保育料が軽減されます。

#### (1) 兄弟姉妹同時入園の軽減

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園等を利用している場合、最も年齢の高い児童は基準額全額、次に年齢の高い児童は基準額の2分の1の額を徴収し、それ以外の児童（3人目以降）は無料となります。

企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援等を利用している児童がいる場合は、「保育料軽減申請書」の提出が必要です。

#### (2) 第3子以降児童<sup>※</sup>の保育料を無料化

第3子以降の児童の保育料が無料になります。生計を一にする子で、保護者と異なる住民基本台帳に記載されている場合は、「保育料軽減申請書」の提出が必要です。

※ 「第3子以降児童」とは、出生順位第3位以降の児童で生計を一にする世帯に3人以上の子が属する場合をいいます。

### 保育料の無償化

- ・令和元年10月1日から、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）の保育園等を利用する児童の保育料が無償化されました。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の児童も無償化の対象となります。
- ・実費にかかる経費（副食費・教材費・行事費など）及び延長保育料は無償化の対象外です。
  - ※ 副食費は、年収約360万円未満世帯の児童及び第3子以降の児童については免除又は減免されます。

## 令和5年度 射水市3号認定保育料徴収基準額表

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,500	4,400
第3-2	市町村民税所得割額24,300円未満	5,500	5,400
第3-3	市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満	6,500	6,350
第4-1	市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満	8,000	7,850
	市町村民税所得割額57,700円以上59,000円未満	16,000	15,700
第4-2	市町村民税所得割額59,000円以上79,000円未満	17,000	16,700
第4-3	市町村民税所得割額79,000円以上97,000円未満	22,000	21,600
第5-1	市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満	26,000	25,500
第5-2	市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満	29,000	28,500
第5-3	市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満	31,000	30,400
第5-4	市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満	33,000	32,400
第6-1	市町村民税所得割額169,000円以上187,000円未満	36,000	35,300
第6-2	市町村民税所得割額187,000円以上244,000円未満	38,000	37,300
第6-3	市町村民税所得割額244,000円以上301,000円未満	40,000	39,300
第7-1	市町村民税所得割額301,000円以上334,000円未満	42,000	41,200
第7-2	市町村民税所得割額334,000円以上397,000円未満	44,000	43,200
第8	市町村民税所得割額397,000円以上	46,000	45,200

### 備考

- 1 この表において「3号認定(3歳未満児)」とは、保育の実施を受けた日の属する年度の初日に3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、年度途中に限り3歳未満児とみなします。年度の初日に3歳に達している児童の保育料は無償となります。
- 2 保育料の算定については、入園児童と生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額を合算した金額で決定します。
- 3 令和5年4月分から令和5年8月分までの保育料については令和4年度市町村民税額をもとに算定し、令和5年9月分から令和6年3月分までの保育料については令和5年度市町村民税額をもとに算定します。  
税額控除は、調整控除及び税額調整措置を除き、反映しません。(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。)このため、実際の納税額と保育料の決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、最も年齢の高い入園児童の保育料はこの表に定める額とし、次に年齢の高い入園児童の保育料はこの表に定める額の半額とし、それ以外の入園児童の保育料は無料となります。
- 5 生計を同一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合において、第3子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一世帯の住民票に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 6 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が57,700円未満の場合において、保育料が半額となります。(表には軽減後の額が記載されております)  
また、生計を一にする世帯に現に2人以上の子がおり、第2子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一世帯の住民票に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 7 第5項及び前項の規定にかかわらず、生計を同一にする子であって、利用者とは異なる住民基本台帳に記載されるものがある場合は、扶養義務者からの申請により、当該児童を出生順位に加えることができるものとします。
- 8 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料は無料となります。
  - (1) ひとり親家庭等医療費受給世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等生活に困窮していると特に市長が認めた世帯

# 記入例

## ●施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 (表)

⑥  
 新規  転園

射水市内の保育施設に初めて入園を希望する方は、新規に○をつけてください。既に射水市内の保育施設に入園中の方で転園を希望する方は転園に○をつけてください。

### 施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書

射水市長 あて  
射水市社会福祉事務所長 あて

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。  
また、市が教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 5 年 10 月 26 日

申請者(保護者)氏名 **射水 一郎**

利用児童	氏名	生年月日	令和6年4月1日 現在年齢	性別	何番目児童
	アガガ イミズ ユメ <b>射水 夢</b>	令和5年3月20日	1 歳	男 <input checked="" type="radio"/> 女	2 番目
住所及び連絡先	(〒 939 - 0294 ) 射水市 <b>新開発410番地1</b>	( 090 ) 1234 - 5678 (父)	( 080 ) 1234 - 5678 (母)		
	現住所 ※転入予定の方				
利用を希望する施設名及び期間	施設名・希望理由				
	第1希望	〇〇保育園 (希望理由)	自宅から近いため		
	第2希望	△△保育園 (希望理由)	自宅から近いため		
	第3希望	□□保育園 (希望理由)	母の勤務先から近いため		
	※ 上記施設のいずれかに入所できる場合、入所できない旨の証明書は交付されません。				
	上記施設に入所できない場合、他の入所可能施設への入所を <input checked="" type="checkbox"/> 希望します。→第3希望まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 希望しません。(育児休業延長等を予定)				
【該当者のみ】下記項目に☑をした場合のみ、利用調整の優先順位が下がります。 <input type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できます。					
希望する期間		令和 6 年 4 月 1 日 ~	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学期間まで	
保育の希望の有無 ○をつけてください	<input checked="" type="radio"/> 有	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育園等において保育の利用を希望 →以降の項目①~③をすべて記入してください。			
	<input type="radio"/> 無	幼稚園等の利用を希望 →以降の項目①について記入してください。			

日中つながりやすい方に○をつけてください。

必ずどちらかにチェックしてください。希望する場合は、必ず第3希望まで記入してください。記入した施設以外希望しない場合は、第2希望以降の記入は任意です。(希望施設以外は育児休業を延長する場合など)

ここに✓を記入すると、入園できる可能性は低くなります。入園より育児休業延長希望の人のみ✓を記入してください。

### ①利用児童の家庭の状況 ※ 世帯分離や二世帯住居、市内外に住民票を別にして「生計を一にする家族」も記入してください。

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	令和5.1.1 現在の住所地	令和6.1.1 現在の住所地 (又は予定地)	職業・勤務先・学校名等
利用児童の世帯員	射水 一郎	父	H元・6・8	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	自営・下村食品
	射水 好美	母	H4・11・14	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	会社員
	射水 希望	姉	R元・8・9	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	〇〇保育園
	射水 好男	祖父	S36・10・5	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	無職
	射水 すき代	祖母	S39・7・25	<input checked="" type="radio"/> 同居	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	パート・新湊食堂
				同・別			
				同・別			
生活保護の適用状況	<input checked="" type="radio"/> 無・有 ( 年 月 日保護開始)						
同居の在宅障がい者(児)の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者手帳の保有者 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当対象児童 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等の受給者 (利用児童との続柄・氏名: 祖父・射水 好男)						
ひとり親家庭等医療費受給資格状況	<input checked="" type="radio"/> 無・申請中・有 ( 年 月 日から)						
父又は母の欄に記入がない場合	死別・離婚・未婚・その他 ( )						

児童と生計を一にする家族全員について、職業、勤務先、学校名等を記入してください。また令和5年及び令和6年1月1日現在住民登録のある市町村を記入してください。

保育料算定に関わるので、必ず記入してください。添付書類は必要ありません。

父又は母の欄に記入がない場合は、その理由を記入してください。

※ 裏面もあります。

### ≪参考≫生年月日による入園児年齢確認

入園児年齢	生年月日 年号	生年月日 西暦
0歳	令和5年4月2日~	2023年4月2日~
1歳	令和4年4月2日~令和5年4月1日	2022年4月2日~2023年4月1日
2歳	令和3年4月2日~令和4年4月1日	2021年4月2日~2022年4月1日
3歳	令和2年4月2日~令和3年4月1日	2020年4月2日~2021年4月1日
4歳	平成31年4月2日~令和2年4月1日	2019年4月2日~2020年4月1日
5歳	平成30年4月2日~平成31年4月1日	2018年4月2日~2019年4月1日

# ●施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書 (裏)

## ②保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育園等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由				
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学 (備考)	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ (備考)	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ)	<input type="checkbox"/> 災害復旧
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学 (備考)	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ (備考)	<input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ)	<input type="checkbox"/> 災害復旧	
希望する利用時間認定	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 <input type="checkbox"/> 保育短時間認定	利用時間	施設の定める11時間 施設の定める8時間			
現在の保育状況	1 父母 2 祖父母 3 知人 4 親戚	6~8の利用施設名	射水子育て支援会社			
	5 職場同伴 6 認可保育園等	利用期間	令和5年10月~			
	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 8 幼稚園	利用時間	9時00分~16時00分			

家庭で保育できない理由(保育の必要性)を選択し記入してください。保育の必要性の認定基準は、2ページをご覧ください。

就労時間が月48時間以上120時間未満の場合、求職活動による入園の場合は、保育短時間認定となります。詳しくは2ページをご覧ください。

## ③祖父母の状況 ※ 同居の場合は①に記入してください。

氏名		年齢	具体的な状況
父方	祖父	歳	住所: 連絡先: <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
	祖母	歳	住所: 連絡先: <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
母方	祖父	歳	住所: 連絡先: <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
	祖母	55歳	住所: 射水市中村38番地 連絡先: 0766-52-7070 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )

現在の保育状況を記入してください。6~8の場合は、利用施設名、利用期間及び利用時間を記入してください。

別居の祖父母について記入してください。同居祖父母は表面の利用児童の家庭の状況に記入してください。

※ 下記はすべて委任者が記入してください。  
※ 配偶者や同居家族であっても提出者が申請者以外の場合は委任状が必要です。

### 委任状

代理人	住所	射水市新開発410番地1		
	氏名	射水 好美	生年月日	H4年11月14日

私は、上記の者を代理人と定め、本手続き等に関することについて委任します。

令和5年10月26日

委任者(申請者)	住所	射水市新開発410番地1		
	氏名	射水 一郎	生年月日	H元 年 6 月 8 日

表面申請者(保護者)氏名と提出者が違う場合は、委任状が必要です。委任者が委任状欄をすべて記入してください。

※ 市記載欄

受付年月日	認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否(否とする理由)	年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短

# ●マイナンバー申告書

# 新規入園児童用

教育・保育給付認定申請書 添付書類

《記入上の注意》

## ① マイナンバー申告書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の必要書類としてマイナンバーを下記のとおり申告します。  
 マイナンバー法の施行に伴いマイナンバーの申告について、記載漏れ等があった場合には住民基本台帳ネットワークからマイナンバーの確認について了解します。

記入日: 令和 5年 10月 26日

### 世帯の状況

※ 住民票上の世帯分離や学生等で市内外に別居している生計同一の扶養家族がある場合も記入してください。

	続柄	氏名・生年月日
		マイナンバー
② 利用児童の世帯員	入園児童 (フリガナ イニス ヌメ)	射水 夢 R5年 3月 20日
	12桁	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	保護者 父	射水 一郎 H元年 6月 8日
	12桁	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	保護者 母	射水 好美 H4年 11月 14日
	12桁	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
	祖父	射水 好男 S36年 10月 5日
	12桁	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
	祖母	射水 すき代 S39年 7月 25日
	12桁	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
姉	射水 希望 R元年 8月 9日	
12桁	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	

- ① 家族から2人以上の児童が同時に入園している場合もそれぞれ提出してください。
- ② 児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。家族のマイナンバーについては、申告者が確認され記入したことにより確認済とみなします。
- ③ 申告者の氏名と申請書一式の保護者の氏名は同一にしてください。

### 裏面

#### ③ 申告者(保護者)氏名

射水 一郎  
 児童氏名  
 射水 夢  
 児童の生年月日  
 R5年 3月 20日

申告したマイナンバーを利用し、射水市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報を閲覧することに同意します。

## 保育園等への入園手続の際は、マイナンバーの申告と本人確認が必要です。

マイナンバー法の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」には、マイナンバーの申告が必要です。マイナンバーの申告については提出時期や場所によって提出方法が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

### 1 「1次申請期間内」に保育園等に申請書一式を提出する場合

「マイナンバー申告書」と下記添付書類(①(申告者)と②のコピー)を、園からお渡しした窓付封筒に入れ、封をした状態で、申請書一式と一緒に園へ提出してください。

※ 添付書類について、保護者(申請者)の確認(身元確認)と正しい番号であることの確認(マイナンバー確認)を行います。

### 2 「2次申請期間内」及び「随時申請期間」で子育て支援課に申請書一式を提出する場合

「マイナンバー申告書」と添付書類を、申請書一式と一緒に子育て支援課へお持ちください。

- (1) 保護者(=申告者)が申請書等を提出する場合  
 (申請書を配偶者や祖父母等が提出する場合は「(2) 代理人が申請書等を提出する場合」を参照してください。)

下記の必要な添付書類に①(申告者)+②の確認書類をお持ちください(コピーする必要はありません。)

- (2) 代理人が申請書等を提出する場合

申請書に記載された「保護者」と、申請書を窓口で「提出される方」が異なる場合(配偶者や同一世帯の親族の場合であっても同様です。)下記の必要な添付書類の①(代理人)+②+③の確認書類をお持ちください(コピーする必要はありません。)

必要な添付書類		
①身元確認書類	②申告者のマイナンバー確認書類	③代理権確認書類
<p>【顔写真身分証明証：以下の書類から1点で可】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳(写真付)</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p>又は</p> <p>【身分証明証：以下の書類から2点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種医療保険の被保険者証</li> <li>・各種共済組合の組合員証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・その他官公署等から発行書類等</li> </ul> <p>①氏名、②生年月日又は住所の記載があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーが記載された住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委任代理人の場合 例：配偶者や児童の祖父母等が申請書を提出する場合</li> <li>・委任状 記入例11ページ(利用申込書の裏面にあります。)</li> <li>●法定代理人の場合 ・戸籍謄本その他その資格を証明する資料</li> </ul>

# ●保育料等口座振替依頼書(市内公立施設・私立保育園利用の場合)

※ 金融機関の承認を受けた後、子育て支援課用(2枚目)を提出してください。

ゆうちょ銀行の場合、子育て支援課用(2枚目)はゆうちょ銀行から直接子育て支援課に送付されますが、保護者用(3枚目)のコピーを提出してください。

## 射水市保育料等口座振替依頼書 (自動払込利用申込書)

《記入上の注意》

金融機関・ゆうちょ銀行 御中

届け出区分	①新規	2変更	3解約	①	申込日	令和5年10月26日	
納付義務者(保護者名)	フリガナ イミズ イチロウ <b>射水 一郎</b>						
住所	(〒939-0294) 射水市 新開発410番地1 ☎ 自宅 0766-51-6629 携帯 - -						
児童氏名	フリガナ イミズ ユメ	性別	生年月日	施設名			
	② 射水 夢	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	令和5年3月20日生	○ ○ 園			
	フリガナ	性別	生年月日	施設名			
		男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	年 月 日生	園			

私が納付する上記児童の射水市保育料等について、下記指定預(貯)金口座から口座振替(自動払込)により納付したいので、下記を確認のうえ依頼します。

振替対象	③	該当番号に○を付してください	種別	振替納付方法	振替(払込)日	振替(払込)開始希望月	
	①	保育料	30	月 納	毎月末	④ 令和6年4月から	
②	延長保育料	30					
3	幼稚園保育料	29					
指定預貯金口座	フリガナ イミズ ヨシミ		お届付け印		⑤ 射水 好美		
金融機関	⑦ 射水	銀行 射水	本所(所) 支店(所)	預金種目	口座番号(右詰め)		
ゆうちょ銀行	金融機関コード	1 2 3 4	支店コード	0 0 1	① 普通	0 1 2 3 4 5 6	
ゆうちょ銀行	通帳記号	* 通帳番号(右詰め)					
	種目コード	166	払込先口座番号	00730-1-960586	払込先加入者 射水市会計管理者		

◎ 金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方にご記入ください。

記

- 射水市に納付すべき保育料・延長保育料・給食費の引き落としに当たっては、私に通知することなく、納期限に預(貯)金口座から払い出して納付してください。
- 預(貯)金払い出しにあたっては、当座勘定規定または預(貯)金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出し又は預(貯)金通帳および預(貯)金返戻請求書の提出はいたしませんから、所定の方法で処理してください。
- 指定預(貯)金口座の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に何ら通知することなく納付書等を返却されても、異議はありません。
- 原則として領収書は送付されず、振替結果の確認を通帳で行うことについて、異議はありません。
- この契約は貴金融機関が必要と認めるときは、私に通知することなく解除されても、異議はありません。また、私の都合により解約および変更を行う場合は、私から金融機関に連絡します。
- この取り扱いについて、仮に紛議が生じても、貴金融機関に迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行の自動払込み規定が適用されることについて、異議はありません。

金融機関受付印	日付	金融機関使用欄	検印
		<input type="checkbox"/> 1. 預貯金取引なし <input type="checkbox"/> 2. 記載事項等相違 <input type="checkbox"/> 店名 <input type="checkbox"/> 預金種目 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 3. 印鑑相違 <input type="checkbox"/> 4. その他 ( )	印鑑照合 係印

金融機関コード一覧

北陸銀行	0144	いみず野農協	5911	富山信用金庫	1401
ゆうちょ銀行	9900	北國銀行	0146	北陸労働金庫	2970
富山銀行	0145	新湊信用金庫	1404	東日本信用漁業協同組合連合会	9461
富山第一銀行	0534	高岡信用金庫	1402	富山県信用組合	2404

## 保育施設等一覧

施設名	住所	電話	現行定員	開園時間 (延長を含む)	受入年齢	特別保育サービス				
						延長保育	休日保育	一時預かり		病児保育
								平日 (月～金)	土日 祝日	
<b>●保育園・認定こども園（保育園部）</b> ※認定こども園の定員は2・3号の人数 ※公=公立、私=私立、保=保育園、こ=認定こども園										
<b>新湊地区</b>										
放生津保育園	公保	中新湊17-10	82-8011	60	7:00～19:00	6か月児～	○			
片口保育園	公保	高場新町2-75	86-1392	170	7:00～19:00		○		○	
塚原保育園	公保	松木633	82-8016	130	7:00～19:00		○			
新湊中部保育園	私保	三日曾根3-1	82-1616	100	7:00～20:00	2か月児～	○			
堀岡保育園	私保	海竜町118-4	86-3751	110	7:00～20:00		○	○		
新湊つくりみちこども園	私こ	殿村115	82-8787	170	7:00～20:00		○			
海老江こども園	私こ	海老江1057	86-5050	120	7:00～20:00		○	○		
新湊うみいるこども園	私こ	庄川本町25-35	92-0606	80	7:00～20:00		○	○		
<b>小杉地区</b>										
金山保育園	公保	青井谷8	56-1380	60	7:00～19:00	6か月児～	○			
大江保育園	公保	大江1464	55-0050	100	7:00～19:00		○			
千成保育園	公保	中太閤山11-2	56-1800	120	7:00～19:00		○			
池多保育園	公保	池多641	56-2841	60	7:00～19:00					
杉の子保育園	私保	中太閤山11-4	56-5202	130	7:00～19:00	2か月児～	○		○	土のみ
黒河保育園	私こ	黒河3107-6	56-3312	110	7:00～19:00	首がすわってから	○			
あいあい保育園	私こ	南太閤山17-1-1	56-4141	110	7:00～19:00	5か月児～	○			
小杉西部こども園	私こ	三ヶ933-1	55-3330	160	7:00～20:00	2か月児～	○			
小杉東部保育園	私こ	戸破2475	55-0426	134	7:00～20:00		○	○	○	○
太閤山あおい園	私こ	太閤山8-4-2	56-1230	195	7:00～20:00		○	○	○	○
あおい幼稚園	私こ	戸破4401-1	55-1157	50	7:30～19:00	1歳児～	○			
第三あおい幼稚園	私こ	南太閤山12-22	56-6560	40	7:30～19:00		○			
<b>大門地区</b>										
大門きらら保育園	公保	中村111-1	52-1303	280	7:00～19:00	6か月児～	○		○	
水戸田保育園	私保	生源寺127-1	54-1311	120	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
☆大門わかば幼稚園	公こ	二口427-1	52-1021	43	7:00～18:00	1歳児～				
<b>大島地区</b>										
大島南部保育園	公保	北野1494-2	52-0832	80	7:00～19:00	6か月児～	○			
大島つばさ保育園	私保	新開発380-1	51-6060	160	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
射水おおぞら保育園	私保	小島516-1	51-6262	280	7:00～20:00		○	○	○	○
<b>下地区</b>										
下村保育園	公保	加茂中部817-1	59-2090	80	7:00～19:00	6か月児～	○			
<b>●事業所内保育施設</b> ※入所手続の詳細については、従業員枠は施設に、地域枠は市にお問い合わせください。										
オレンジリー富山第1保育園 (隣プレステージインターナショナル内)		黒河846-1	53-3010	30 (内地域枠10)	7:30～20:30	5か月児～ 2歳児	○	○		
木の子ハウス (真生会富山病院内)		下若89-10	52-2156	30 (内地域枠7)	7:30～20:30		○			
<b>●企業主導型保育施設</b> ※入所手続の詳細については、施設に直接お問い合わせください。										
オレンジリー富山第2保育園 (隣プレステージインターナショナル内)		黒河846-1	53-3019	42 (内地域枠21)	7:30～20:30	5か月児～	○	○	○	○
小杉はたるの里保育園 (小杉カントリークラブ正門前)		浄土寺403	57-8023	19 (内地域枠9)	7:00～19:00	5か月児～ 2歳児	○	○	○	○

☆ 大門わかば幼稚園は土曜保育を行っていません。

※ 八幡保育園は令和6年度の園児の募集は行いません

※ 上記全施設の定員、開園時間及び受入年齢等の記載事項は、令和5年度の状況です。令和6年度に変更になる場合があります。